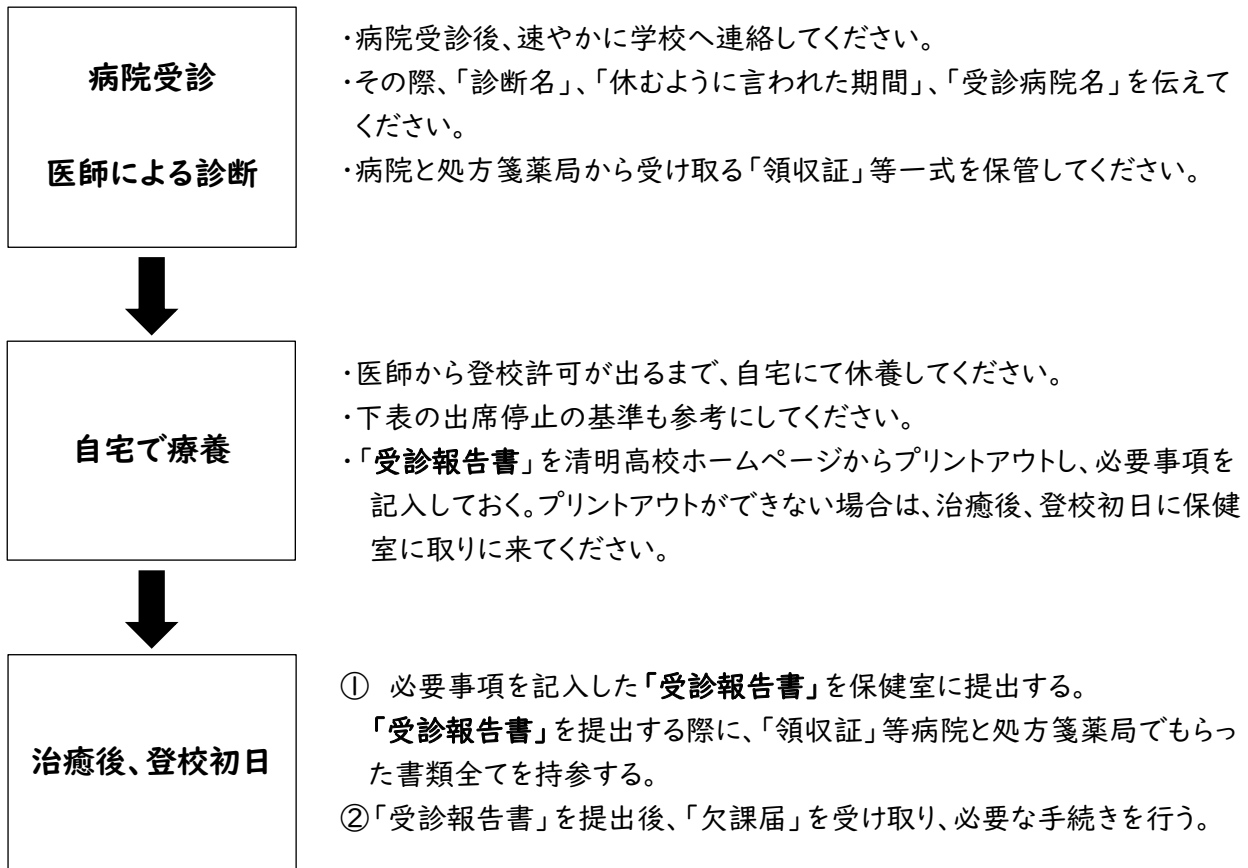


出席停止手続きについて

インフルエンザ等、学校で予防すべき感染症（学校保健安全法施行規則第18条）に記載の感染症に罹患したときは、学校保健安全法第19条により出席停止としますので、下記のとおり連絡、報告をしてください。

【手続きの流れ】



※本校では、医療機関による証明（診断書等）は必要ありません。

*学校で予防すべき感染症に指定されている疾患は多数ありますが、主な罹患しやすい感染症は下記のとおりです。

感染症の種類	出席停止の基準
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺の腫脹が消失するまで
風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退後2日を経過するまで
結核	学校医その他医師において伝染の恐れがないと認められるまで
新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで